

日本の領土及び東シナ海の平和を守るための更なる対応を求める意見書

海洋に係る国際的な規範として定められている、海洋法に関する国際連合条約は、沿岸国の主権の及ぶ範囲を領海に限定するとともに、領海に隣接する接続水域、排他的経済水域など海域ごとに沿岸国に認められる権限を限定的にすることで、沿岸国の権利に配慮しながら、国際社会の航行の自由を広く認めており、日本及び中国を含む160を超える国々が批准している。

しかしながら、中国政府は本年2月1日、中国周辺の海域を具体的な定義なく、管轄海域として定め、その曖昧な管轄海域において、外国軍用船舶等に対する強制退去の措置や不法侵害を受けた場合に武器使用を含む一切の必要な措置を行うことを可能にするなど国際的な規範を大きく逸脱し、海洋の平和を損ねる、極めて容認しがたい内容といえる中国海警法を施行した。

更に、中国は尖閣諸島を含む海域を自国領と主張しており、実際、中国海警の船舶が尖閣諸島周辺の日本の領海に侵入し、日本漁船に接近するなど、本市の友好都市である那覇市を含む沖縄県下の自治体にも大きな不安を与え続けている。

よって、国におかれては、積極的平和主義に基づき、我が国固有の領土を守るとともに東シナ海の平和に寄与するため、日米同盟の強化、台湾及び東南アジア諸国との更なる連携、中国海警船舶の半分程度の海上保安庁巡視船の増船など、より一層の対応を行うことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月17日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

宛て

農林水産大臣

国土交通大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣